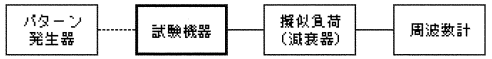
四　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ、スペクトル分析器又は理想的信号と受信信号との相関値を計算することにより周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　変調状態は、無変調状態とする。

⑶　無変調状態にできない場合は、フレーム構造を含まない連続した変調状態とし、最も周波数が高くなる周波数偏移と最も周波数が低くなる周波数偏移を与える符号列の変調状態とする。

4　測定操作手順

⑴　周波数計を用いて周波数を測定する。

⑵　バースト波の場合は、20以上のバースト波について測定し、その平均を算出し測定値とする。

5　試験結果の記載方法

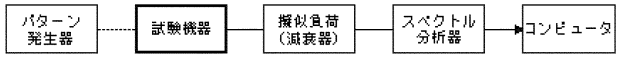
測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

３⑶において、四値周波数偏位変調方式の変調状態における最も周波数が高くなる周波数偏移と最も周波数が低くなる周波数偏移を与える符号列は＋３、＋３、－３、－３、＋３、＋３、－３、－３とする。特定の符号により測定した場合は、規定された周波数偏移を用いて中心周波数に換算する。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の１％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより50dB以上高いレベル
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク